

カトリック草津教会小教区評議会  
規 約

## カトリック草津教会小教区評議会規約

## 第1章 草津教会評議会（略称）について

### 1. 1 名称はカトリック草津教会小教区評議会とする。

### 1. 2 目的

カトリック草津教会がカトリックの普遍教会および京都司教区の教えと方針に一致したビジョンを持って、福音宣教する共同体になるという『共同宣教司牧』の目的のために資する運営を行うために設置する。

### 1. 3 主 宰

草津教会評議会は、京都教区司教から任命された湖東ブロック担当司祭団が主宰する。場合によって司教から任命された修道者がこれに含まれる。

### 1. 4 評議員

草津教会評議員は次のかたがたによって構成する。

(1) 信徒の代表として選出された「役員」（詳細は第3章に記す。）

(2) 各部会の代表者（詳細は第3章に記す。）

(3) その他のグループの代表者（詳細は第3章に記す。）

### 1. 5 評議会の会合

(1) 草津教会評議会は湖東ブロック司祭団の招集によって、毎月1回定期的に開催する。

(2) 臨時会合は湖東ブロック司祭団の判断で隨時招集して開催する。

(3) 連絡は掲示板・お知らせ・電子メールなどで行う。

### 1. 6 審議事項

草津教会評議会は、草津教会の運営活動全般に関わる事柄について審議し決定する。おもな事項は次のとおりである。

(1) 草津教会の宣教司牧に関する基本方針（長期、短期）の審議と決定  
(原案は湖東ブロック司祭団が作成する)

(2) 共同宣教司牧方針にもとづく年間行事と教会カレンダーの審議と決定  
(原案は役員が作成する)

(3) 予算と決算の承認および予算外の支出の承認  
(原案は役員が作成する)

(4) 各種部会、グループなどの設置や改変  
(原案は提起部門または役員が作成する)

(5) 草津教会評議会の規約の変更  
(原案は役員が作成する)

(6) その他の重要事項  
(原案は問題提起部門)

### 1. 7 審議決定と承認および実施

(1) 出席者の合議により、愛による対話を大切にして、結論を出し、決定事項

は司祭団の承認（7日以内に回答）を経て実行する。

- (2) 承認しなかった場合は、ブロック司祭団はただちに評議会を開催し、問題点の指摘と対応を協議し、すみやかに新たな合議を出すべく調整する。
- (3) 承認された事柄の実行は、該当する部会（第4章に関連）が行う。

## 第2章 『役員』について

### 2. 1 役員の選出・任期・再任の可否

- (1) 役員の選出は、後述する現総務担当役員が、信徒から希望者をつのり湖東ブロック司祭団と役員が協議し、司祭団が任命する。ただし、財務部のメンバーに関しては、業務の性質上、公募しないで、ブロック司祭団と役員が協議し、司祭団が任命する。
- (2) 役員を希望する方がいない場合は、総務担当役員は、信徒の中から役員候補者を選び、ブロック司祭団と役員が協議のうえ、ご本人にお願いする。  
  
(年末までに終了。最低3名以上～8名まで)
- (3) それでもダメな場合は、役員が定員に満たなくても他の役員内で仕事量を調整し、新年度の体制を作りおえる。（年度末まで）
- (4) 役員の任期は、原則2年とし再任もよいこととする。また、ブロック司祭団と役員が協議し1年とすることもできる。

### 2. 2 役員の役割と人数

- (1) 役員はブロック担当司祭団と一緒に、草津教会の「共同宣教司牧」のチームとなって、草津教会の運営にあたります。役員はすべて評議員でもあり会議に出席する。
- (2) 役員は評議会の会合の準備、議事運営、記録などをとる。
- (3) 役員は草津教会の信徒代表としてブロック会議や地区協議会に出席する。
- (4) 役員は草津教会の財務について公正な運用をおこなう。
- (5) 役員は司祭団と共に典礼の充実をはかる。
- (6) 役員は草津教会の年間スケジュール（案）と必要に応じて中期プラン（案）も作成する。
- (7) 役員の名称、人数、役割は別に定める。

## 第3章 部会制度について

### 3. 1 部会制度の導入

- (1) 草津教会では、教育部、典礼部、広報部、施設管理部、財務部、厚生部、墓地部、（現在の墓地委員会を墓地部に名称変更する）を設置し、草津教会評議会で決定された方針に従って活動する執行機関とする。
- (2) 新しい部会設置は、草津教会評議会で審議され、ブロック担当司祭団の認

可があれば、執行機関として適宜新設できる。部会の業務分掌は別に定めて公示する。

### 3. 2 全員参加

- (1) 草津教会の信徒は、草津教会の活動や奉仕業務を、一部の信徒にまかせたままでいるのではなく、活動の重さを共に背負うよう努める。
- (2) 原則として上記 3.1 (1) のいずれかの部会に、所属することが薦められる。
- (3) 上記 3.1 (1) の部会へは役員と湖東ブロック担当司祭団が協議し入部を要請することができる。

### 3. 3 部会に所属できない信徒への配慮

- (1) しかし、信徒が草津小教区で活動するとは、部会に所属して活動するのが、すべてではない。信徒各自の事情や、一人一人の自由な発意の活動も重要である。
- (2) 従って、草津教会評議会は、表 4.2 の部会以外の形態で活動することも認めるものとする。認めることにより部会の弱体化やアン・バランスのケースが生じた場合、草津教会評議会は前向きに対応を協議する。

### 3. 4 『財務部会』の奉仕者メンバーについて

財務部会に関しては、業務の性格上、メンバーは公募しないで、湖東ブロック担当司祭団と役員が相談し、司祭団が指名する。

### 3. 5 部会の責任代表者

- (1) 部会の代表者の選出（1～2名）は、部会メンバーが推薦し、湖東ブロック司祭団と役員が協議し、湖東ブロック司祭団が任命する。任期は2年とし再任もできる。
- (2) 代表者は草津教会評議会の評議員として、会議に派遣される。

### 3. 6 滞日外国人司牧

- (1) 草津教会にはフィリピン共同体、ブラジル人共同体、ペルーコンゴ共同体があり担当司祭が、それぞれミサを行う。各共同体は自主管理し、日本人共同体との接点は担当司祭が行う。湖東ブロック司祭団の承認により、代表者は草津教会評議会に出席できる。
- (2) 状況に応じて、草津教会評議会で合同ミサの有無を決める。

## 第4章 任意団体

### 4. 1 性 格

- (1) 壮年会・婦人会・青年会など、性別、世帯別、または地域（地区）などの場合は執行機関ではなく任意の団体として継続する。
- (2) あくまでも任意の目的にしたがって、結成されたもので、その活動を草津教

会の中で有機的、補完的に行うことになる。任意団体の設置や改変は、草津教会評議会で審議され、ブロック担当司祭団が認可する。

#### 4. 2 草津教会評議会への参加

草津教会の任意団体は、湖東ブロック司祭団の承認により、代表者を草津教会評議会へ「評議員」として派遣できる。

### 第5章 小教区総会

#### 5. 1 名称

名称は草津教会総会とする。

#### 5. 2 決議機関ではない

草津教会総会は決議機関ではなく、周知やコミュニケーションの場である。

#### 5. 3 総会の開催

- (1) 湖東ブロック司祭団が招集する。開催は原則として年1回とし、毎年1月に開催する。
- (2) コミュニケーションのテーマは、a) 教会運営の組織図について b)教会カレンダーについて c)方針や目標 などである。
- (3) 当日のプログラムは、役員が司祭・修道者とともに作り、プログラムの進行も3者と相談して決める。
- (4) 記録はとる。総会の開催日・プログラム・周知の項目・コミュニケーションで印象に残った点などを記録する。

### 第6章 司祭団による見直し

(1) 総合的に教会運営のしかたなどに改善が必要であれば指摘する。

(2) 1年の終わりに1年間をふりかえり、問題点を検討し来年につなげる。

### 第7章 会計監査

#### 7. 1 選出

会計監査の選出は推薦された方を、司祭と役員が協議し湖東ブロック担当司祭団が任命する。

#### 7. 2 人数・任期、再任

人数は2名で、任期は2年とし、再任もできることとする。

付則1 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付則2 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日、発効 2008年1月1日

+ハクロー 大塚喜直

